

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰の影響を受けた市民及び事業者の負担の軽減を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第3項の規定による簡易水道事業を行う組合及び同条第2項ただし書で除外される水道事業を行う組合（以下「簡易水道組合等」という。）に対し、予算の範囲内において鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、鹿屋市内の地域住民で組織する簡易水道組合等とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、令和7年8月及び同年9月（以下「対象期間」という。）において、簡易水道組合等へ加入している者（以下「加入者」という。）が負担すべき水道使用料金（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、対象期間における補助金の上限は、1加入者につき1月当たり550円までとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和8年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 水道使用料金が確認できる規約等の書類
- (2) 対象期間の加入者数及び加入者が負担すべき水道使用料金が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の審査に際し、市長は必要に応じて現地確認検査等を行うことができるものとする。

3 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第6条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付請求書（別記第4号様式）に、振込口座を照合できるものを添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 補助事業等の一部を停止し、又は廃止したとき。

(3) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。

(4) 第5条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により第5条第1項の決定を取り消したときは、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による補助金の返還の通知は、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金返還請求書（別記第6号様式）によるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者（簡易水道組合等代表者）

所在地

組合等の名称

代表者氏名

連絡先

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付申請書

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 関係書類

- (1) 水道使用料金額が確認できる規約等の書類
- (2) 簡易水道組合等が令和7年8月及び同年9月の水道使用料金を免除又は還付した加入者及びその金額等が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金については、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1 不交付とした理由	
2 備考	

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

請求者（簡易水道組合等代表者）

所在地

組合等の名称

代表者氏名

印

連絡先

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定及び確定通知書に基づく鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金について、下記のとおり鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第7条第1項の決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 取消し年月日

2 取消しの理由

3 取り消した交付決定及び交付確定額

交付決定及び交付確定額 円

既交付額 円

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金について、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり支援金の返還を請求します。

記

1 返還金額	円
2 返還期限	年 月 日
3 返還方法	
4 返還理由	
5 交付決定及び交付確定の内容	(1) 交付決定及び交付確定額 円 (2) 既交付額 円